

令和7年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和7年3月19日(水曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第6号 北海道せき損センター存続等対策特別委員会中間報告
- 第3 委員長報告
 - 1 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件 [総務・文教]
 - 2 議案第19号 美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
 - 3 議案第20号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
 - 4 議案第21号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
 - 5 議案第22号 美唄市基金条例の一部改正の件 [総務・文教]
 - 6 議案第23号 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件 [総務・文教]
 - 7 議案第24号 岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件 [総務・文教]
 - 8 議案第25号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

- に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件 [総務・文教]
- 9 議案第26号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件 [総務・文教]
- 10 議案第27号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件 [総務・文教]
- 11 議案第28号 美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の廃止の件 [産業・厚生]
- 12 議案第29号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 13 議案第30号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 14 議案第31号 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 15 議案第32号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 16 議案第33号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件 [産業・厚生]
- 17 議案第7号 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号) [予算審査特別]
- 18 議案第8号 令和7年度美唄市一般会計予算 [予算審査特別]
- 19 議案第9号 令和7年度美唄市民バス会計予算 [予算審査特別]

- 20 議案第10号 令和7年度美唄市国民健康保険会計予算 [予算審査特別]
- 21 議案第11号 令和7年度美唄市介護保険会計予算 [予算審査特別]
- 22 議案第12号 令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算 [予算審査特別]
- 23 議案第13号 令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算 [予算審査特別]
- 24 議案第14号 令和7年度美唄市病院事業会計予算 [予算審査特別]
- 25 議案第15号 令和7年度美唄市水道事業会計予算 [予算審査特別]
- 26 議案第16号 令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算 [予算審査特別]
- 27 議案第17号 令和7年度美唄市下水道事業会計予算 [予算審査特別]
- 第4 議案第34号 美唄市議会の個人情報
の保護に関する条例の一部改正の件
- 第5 承認第2号 総務・文教委員会所管事務調査の件
- 第6 承認第3号 産業・厚生委員会所管事務調査の件
- 第7 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件
- 第8 意見書案第1号 持続可能な学校の実現をめざす意見書
- 第9 意見書案第2号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 第10 意見書案第3号 「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書
- 第11 意見書案第4号 水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び生産資材・ガソリン価格高騰に対する意見書

◎出席議員（13人）

議 長	谷 村 知 重 君
副議長	楠 徹 也 君
1番	永 森 峰 生 君
3番	江 川 いつみ 君
4番	海 銚 則 秀 君
5番	古 賀 崇 之 君
6番	吉 岡 建二郎 君
7番	本 郷 幸 治 君
8番	齋 藤 久美夫 君
9番	山 上 他美夫 君
10番	森 明 人 君
11番	川 上 美 樹 君
13番	松 山 教 宗 君

◎欠席議員（1人）

2番	伊 原 潤 司 君
----	-----------

◎出席説明員

市 長	桜 井 恒 君
副 市 長	土 屋 貴 久 君
総 務 部 長	村 上 孝 徳 君
市 民 部 長	児 玉 ゆかり 君
保健福祉部長	猪 谷 憲 恭 君
経 済 部 長	佐 藤 剛 司 君
都市整備部長	清 水 真 史 君
市立美唄病院事務局長	藤 井 俊 禎 君
消 防 長	後 藤 博 昭 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	上 村 名津美 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長	畑 雄 二 君
農業委員会事務局長	山 下 康 行 君

監 査 委 員	福 地 英 敏 君
監 査 事 務 局 長	高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫議員

9番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、報告第6号北海道せき損センター存続等対策特別委員会中間報告を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

●北海道せき損センター存続等対策特別委員会委員長松山教宗君(登壇) ただいま議題となりました、報告第6号北海道せき損センター存続等対策特別委員会中間報告について、ご報告申し上げます。

北海道せき損センター存続等対策特別委員会 中間報告

令和5年第4回定例会において、14人の全議員が委員となる「北海道せき損センター存続等対策特別委員会」が設置され、「北海道せき損センターの美唄市存続に向けて、市長部局と連携して行動を行うと共に、必要となる施策や予算措置についての提案・要望を行うこと」を目的に、これまで7回にわたり委員会を開催し、調査をしてまいりましたので、これまでの経過について、概要をご報告申し上げます。

まず、令和5年12月14日の第1回委員会では、正副委員長の互選を行いました。

次に、令和6年1月11日の第2回委員会では、理事者側から令和5年12月18日に北海道せき損センターの存続を求める委員会より、要望書及び6,027筆の署名簿が市長宛てに提出されたこと、同年12月19日に北海道庁に訪問し今後の方向性について打ち合わせを行ったことなど、令和5年12月14日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、北海道せき損センターの存続については、美唄市のみならず、空知管内の医療体制に大きく影響するため、美唄市だけで活動するのではなく、医師会や各医療機関も含めて存続に向けて活動する必要があるのではないか、また、道は今後の方向性をどのように考えているのかとの質疑に対し、今後の活動については、医師会や各医療機関と情報共有、情報収集しながら、一緒に存続に向けて活動ができるよう検討したい、また、道からは、移転をする際に関しても市

民合意が前提であり、市民合意の取れない移転はあり得ないとの見解であったとの答弁がありました。

次に、令和6年3月12日の第3回委員会では、理事者側から、令和6年1月22日に北海道庁に訪問し、市及び市議会に提出された北海道せき損センターの存続を求める委員会からの要望書について北海道保健福祉部長に報告を行ったこと、2月27日に市長、副議長、北海道せき損センター存続等対策特別委員会委員長及び市民委員会の3者により独立行政法人労働者健康安全機構に訪問し、北海道せき損センターの存続を求める委員会からの要望書及び署名簿を理事長に提出するとともに、市からの提案書を提出したことなど、令和5年12月20日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、議員活動で得た情報では、北海道せき損センターは全て札幌市に移転する訳ではなく、移転するのはせき損に特化した部分だけで、地域医療に係る部分は美唄市に残るとの話を聞いているため、市民に対し正しい情報が伝わっていないのではないかと質疑に対し、北海道せき損センターや労働者健康安全機構から出されているプランの中では、美唄市に地域医療を残し、せき損医療に特化して病院を分割するような形で札幌市に移転するという記載は一切なく、市民の考え方が誤った方向に導かれていることはないとの答弁がありました。

次に、令和6年6月12日の第4回委員会では、理事者側から令和6年4月26日に公益社団法人全国脊髄損傷者連合会の代表理事ほかが来庁され、北海道せき損センターの札幌市内移転

について同意を求める要望書が提出されたこと、5月22日に独立行政法人労働者健康安全機構の理事ほかが来庁され、市が提出した提案書に対する回答があったことなど、令和6年3月12日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、これまでの経過について、特別委員会では情報共有されているが、市民委員会についても同様に報告されているのか、また、北海道の対応について、これまでの説明の中で見えてこないため、何か動きを見せているのか教えてほしいとの質疑に対し、市民委員会に対する情報共有については、これまで必要に応じ適時、様々な形でお伝えしている、また、北海道の対応については、労働者健康安全機構と北海道せき損センターとの協議経過を情報共有しており、今後は3者による協議に同席していただくことも予定していることから、引き続き連携を図りながら対応していくとの答弁がありました。

次に、令和6年8月8日の第5回委員会では、理事者側から令和6年7月1日に独立行政法人労働者健康安全機構の新しく就任された理事長を訪問し、北海道せき損センターの移転について意見交換を行ったこと、7月16日に一般社団法人北海道医師会及び一般社団法人札幌市医師会を訪問し、存続に向けた市の対応経過説明と意見交換を行ったこと、7月23日に市長、議長及び市民委員会の3者により厚生労働省を訪問し、厚生労働大臣に「独立行政法人労働者健康安全機構北海道せき損センターの維持・存続を求める要望書」を提出し、存続に向けた市の対応経過の説明と意見交換を行

ったことなど、令和6年6月12日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、北海道医師会及び札幌市医師会との意見交換ではどのような内容だったのか教えて欲しいとの質疑に対し、北海道医師会での内容については、地域医療や二次医療圏に関わる問題であることから、今後も情報交換をお願いしたいとのことであり、札幌市医師会での内容については、せき損センターとは令和5年3月頃に訪問があり、その際に、二次医療圏を跨いで移動となることから民間企業の圧迫になることがないよう話をしたことや、二次救急について協力を依頼したことなどの情報が提供されたとの答弁がありました。

なお、この委員会において、委員より今後の委員会としての方向性や動きについても考えていきたいとの意見があったことから、現在は理事者側や市民委員会と情報を共有しながら存続に向けて動いているところであり、今後、動きがありましたら意見を出していただき、合意形成を図りながら進めていくこととしました。

次に、令和6年12月12日の第6回委員会では、理事者側から、10月18日に独立行政法人労働者健康安全機構理事ほかが来庁され、市長と会談を行い、せき損医療の特性、現状の課題を含め、移転後の将来構想について説明があったことなど、令和6年8月8日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、美唄市側から市民に対して、現状がどうなっているのかとい

うことを、この委員会の報告も含め周知をする必要があると思っているが、その考えについてとの質疑に対し、市民に対しての直接的な情報発信などは今までなかったことから、現状や考え方を理解していただくために市ホームページや広報紙メロディーなどにより取組状況を含め情報発信することを検討していくとの答弁がありました。

次に、令和7年1月30日の第7回委員会では、理事者側から令和6年12月19日に独立行政法人労働者健康安全機構理事ほかが来庁され、市長と会談を行い、南空知医療圏における地域医療体制確保に向けた支援について提出があったこと、同年12月24日に市長、議長及び市民委員会の3者により厚生労働省を訪問し、新しく就任された厚生労働大臣に「独立行政法人労働者健康安全機構北海道せき損センターの維持・存続を求める要望書」を再度提出し、経過説明と意見交換を行ったことなど、令和6年12月12日以降の経過について、資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、労働者健康安全機構より美唄市長宛てに協力依頼が来ているが、この内容から美唄市だけの協力ということではなく、関係団体や近隣自治体などとの全体的な協力をしていかなければ前には進まないと考えるが、本市以外に協力依頼は行われているのかとの質疑に対し、現在、労働者健康安全機構とは事務的にも情報交換等を行っているが、美唄市以外に対して提出されているということは聞いていないとの答弁がありました。

以上が本委員会の活動経過であります、今後は北海道せき損センターから地域医療体

制確保に向けた協力依頼があったことから、引き続き、市民に影響が及ぶことがないよう、双方合意ができるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上で、北海道せき損センター存続等対策特別委員会の中間報告といたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件ないし順序27、議案第17号令和7年度美唄市下水道事業会計予算の以上27件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第18号ないし議案第27号の以上10件について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第19号美唄市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件、議案第20号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第21号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第22号美唄市基金条例の一部改正の件、議案第23号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件、議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件、議案第25号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

及び美唄市税条例の一部改正の件、議案第26号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件及び議案第27号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上10件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第19号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

宿泊料が上限付き実費支給となったが、道内宿泊料の上限が1万3,000円となっており、時期によっては上限を超える部分が、職員の負担となることが想定される。実費支給という議論はなかったのか、との質疑に対し、国家公務員が北海道に出張する場合の宿泊料の上限が1万3,000円であり、改正案は国に準拠したものとなっている。また、国は当初、上限額を設定しない実費支給を前提で検討していたが、際限がなくなる可能性があり、やむなく上限額を設定したと聞いている、との答弁がありました。

次に、議案第20号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

今回、市長の給料月額を10%減らした理由としては、あくまでも市長自らが責任を感じての減額という認識でいいのか、との質疑に対し、給料の減額については、市長の意思が強く、提案となったものであり、先立って、事務を執り行った一般職員に対しても、必要な処分を行っている。また、職員に対して、コンプライアンスや責任の明確化、チェック体制の強化などについて指示されており、こ

ういった懲戒処分などを踏まえ、しっかりと事務に反映させていかなければならないと認識している、との答弁がありました。

次に、議案第23号に対する質疑・答弁について申し上げます。

総合福祉センターの大規模改修を行い、建物の長寿命化を図るという目的が記載されているが、今回の改修によって、どの程度長寿命化を図れるのものなのか、との質疑に対し、大規模改修によって、具体的に何年、この施設を持たせられるかという年数は持ち合わせていないが、開設28年を経過しての大規模改修であり、それに近い年数は使っていくことになると考えている、との答弁がありました。

次に、議案第24号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

定住自立圏形成協定を結ぶことによる美唄市のメリットは何か、また、協定書案の中に、緊急医療体制でも連携を行う内容となっているが、現在、砂川市との連携取りながら行っている部分はどうか、との質疑に対し、美唄市のメリットとしては、取組項目で上げてる事項を進めることにより、1,800万の特別交付税が措置されることになる。また、救急医療体制については、定住自立圏内で新たに構築するものではなく、周知啓発活動を連携して行っていくというような内容となっている、との答弁がありました。

次に、議案第25号に対する質疑・答弁について申し上げます。

法律が改正されたことによる、引用条項の数字を整理するための改正と思うが、美唄市税条例の特別土地保有税の部分だけ、項の番号だけでなく、法律名が入っているのはどう

してか、との質疑に対し、美唄市税条例の法律名を入れた部分については、これまで同条となっていたが、条文の中身を確認したところ、法律名がないまま同条という記述となっていたことから、今回の改正で条例名を追加したものである、との答弁がありました。

次に、議案第26号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回、退職報償金の区分に35年以上という年数と金額の設定が新設されたが、現状、美唄市の消防団員で35年以上務められている方は何人いるのか、との質疑に対し、勤務年数35年以上の団員は5人在籍しており、一番長い方は消防団長で勤務年数44年となっている、との答弁がありました。

次に、議案第27号に対する質疑・答弁について申し上げます。

扶養に係る加算額について、配偶者の加算額が、令和6年度の額より減っているのはどういった理由からなのか、との質疑に対し、配偶者の中立的な立場での働き方についての社会環境の変化、また、子を持つ方への生計の補填・充実化を目的とした改正のため、配偶者に係る額が減少している、との答弁がありました。

なお、議案第18号、議案第21号及び議案第22号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第18号ないし議案第23号及び議案第25号ないし議案第27号の以上9件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、起立なしのため否決すべきものと決定されました。

否決した理由につきましては、前段の所管事務調査では、定住自立圏で推進する取組は、分野・カテゴリを絞ったスモールスタートで実施すると説明されたが、本件の協定書（案）では、全分野・全カテゴリについて一括で協定を結ぶ内容となっており、推進は議決を必要としない共生ビジョンの中で取り組むとされた。本来、一つ一つの協定の中身、連携協定の分野について、新たなものを行うときは、当委員会に諮っていただき、その上で行っていくことが、市民理解を得る上でも必要であると考えてることから、今回の内容での協定を議決することは受け入れられないと判断されたものです。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第28号ないし議案第33号の以上6件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君（登壇） ただいま議題となりました、議案第28号美唄市の特定の事務の南美唄郵便局における取扱いに関する規約の廃止の件、議案第29号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第30号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第31号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第32号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件及び議案第33号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

の一部改正の件の以上6件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第28号に対する質疑・答弁について申し上げます。

南美唄郵便局における諸証明書の過去の交付件数について。また、廃止するに当たって、事前に市民の方々に周知したのか、との質疑に対し、諸証明書の発行件数について、令和3年度が145件、令和4年度が111件、令和5年度が79件であり、令和6年度については、4月から12月までで80件となっている。また、廃止に当たっての事前連絡については、昨年12月に各町内会長に通知文書を送付し、町内会での回覧のほか、南美唄郵便局及び地域の方々が集まるコミュニティセンターに掲示し、周知している、との答弁がありました。

次に、議案第30号に対する質疑・答弁について申し上げます。

本市では、家庭的保育事業に該当する連携施設はどこに当たるのか、との質疑に対し、家庭的保育事業は、児童福祉法の第24条第2項に規定されており、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、又は事業所内保育事業のことを言い、本市においては、該当する施設はない、との答弁がありました。

次に、議案第32号に対する質疑・答弁について申し上げます。

間口除雪負担金は世帯別で金額が違うが、歩道除雪路線排雪負担金額は一律2万円とした積算根拠について、との質疑に対し、歩道除雪路線排雪負担金額を2万円とした根拠に

ついて、1回の排雪に12万1,000円かかるため、個人負担として半額負担が妥当ではないかという意見もでたが、半額の6万円では高齢者や市民の方々にとって高額であり、今後もより多くの方々に利用していただくため、6分の1の2万円で積算した、との答弁がありました。

次に、議案第33号に対する質疑・答弁について申し上げます。

現在の上下水道課の技術職員数及び事務職員数について。また、現在の職員数で充足しているのか、との質疑について、現在の上下水道課の職員数については、技術職6人、事務職5人の11人体制となっており、決して充足しているとは言えない状況ではあるが、他部署についても同様の状況であることから、今後職員増員について、総務部の人事担当と協議していく、との答弁がありました。

なお、議案第29号及び議案第31号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第28号ないし議案第33号の以上6件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第7号ないし議案第17号の以上11件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗君(登壇) ただいま議題となりました、議案第7号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第12号)、議案第8号令和7年度美唄市一般会計予算、議案第9号令和7年度美唄市民バス会計予算、議案第10号令和7年度美唄市国民健康保険会計

予算、議案第11号令和7年度美唄市介護保険会計予算、議案第12号令和7年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第13号令和7年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第14号令和7年度美唄市病院事業会計予算、議案第15号令和7年度美唄市水道事業会計予算、議案第16号令和7年度美唄市工業用水道事業会計予算及び議案第17号令和7年度美唄市下水道事業会計予算の以上11件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月12日ないし3月14日、3月17日及び3月18日の5日間、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第7号、議案第9号ないし議案第17号の以上10件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第8号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第18号ないし議案第23号の以上6件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第18号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件ないし議案第23号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更の件の以上6件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第24号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は委員会報告が否決ですので、美唄市議会会議規則第53条の規定に基づき、最初に原案賛成者、次に原案反対者と交互に行います。

10番森明人議員。

●10番森明人議員（登壇）　ただいま議題となりました、議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成であります。以下、その理由と、いくつかの意見を申し上げます。

現在、我が国は人口減少局面に入り、少子高齢化が急速に進行しております。これより財政規模の縮小や生産年齢人口の減少による働き手不足など、深刻な課題に直面しております。このような背景の中、都市部に人口が集中し、地方の過疎化が進む現状を放置するわけにはいきません。定住自立圏は、都市から地方への人の動きを創出することによる地域間格差の解消を目的に、生活機能の一定の集積がある都市が中心市となり、周辺市町と

役割分担をしながら、生活機能を確保するための取組を進めていくものであります。地域資源を有効に活用し、連携を深めることによって、経済的、社会的な自立を目指す上では、効果的な取組を積極的に推進していくことが重要であり、この協定は、定住自立圏の形成に向けた第一歩となるものであります。

一方において、定住自立圏の成功に向けては、いくつかの課題があることも事実でございます。例えば、定住自立圏は過疎化が進む地域の活性化を目的としておりますが、圏域自体の人口流出が続いている場合においては、実効性を欠く結果となる可能性がございます。また、少子高齢化社会への対応、地域経済基盤の確立、自治体ごとの財政的制約、地域住民の意識の差、そして自治体間調整の難しさなども課題として挙げられるところでございます。これらの課題に対応するためには、地域ごとの特性を理解し、画一的ではなく、柔軟かつ協力的なアプローチによる取組が求められると考えております。そういった意味において、定住自立圏構想による持続可能な地域づくりは、一朝一夕で実現できるものではなく、定住自立圏による連携の取組を最大限に生かし、時間をかけて取り組む必要があるものと認識しているところであります。また、定住自立圏の議論においては、中心市に都市機能が集約され、周辺市町の衰退につながるのではないかと、形を変えた市町村合併ではないかといった懸念が指摘されるところでもございます。この点につきましては、昨年6月の一般質問に対する答弁において、実際の取組を検討する際には、あくまで対等な立場で議論を行うことが前提であり、本市に不

利益となる取組を実施する必要がないこと、また、議会の議決を経て、協定の廃止や変更も可能であることなどについて、市長から説明があったところであります。

私としましては、定住自立圏形成を進めるに当たってのメリット、デメリットを考えた場合、定住自立圏の枠組みで行われる取組、事業に対する国の特別交付税措置といった財政上のメリットもありますが、何より人口減少が今以上に進む中で、「ヒト・モノ・カネ」といった限られた経営資源を構成市町が共同で活用していくことができ、結果として、行政事務の効率化、住民に対する質の高いサービスの持続的な提供が可能となることが最大のメリットであります。一方で、特段のデメリットはないものと判断しているところであります。

その上で、南空知定住自立圏における取組に関して、議会として、今後どう関わっていくべきかについて、私の所見を申し上げたいと思います。空知圏域における広域連携の取組の歴史は昭和48年の広域市町村振興計画の策定まで遡ります。それ以降、様々な広域的な取組が進められ、令和2年度からは、定住自立圏の形成を見据えて、北海道と南空知9市町による広域連携加速化事業に取り組んできたところであります。そして、令和4年に岩見沢市が国の定住自立圏構想推進要綱に基づく中心市の要件を満たしたことにより、本年度において、南空知定住自立圏の形成に向けた取組が進められてきたことは、議員の皆様もご承知のところであると思います。このように、南空知圏における広域連携の取組には、9市町の協調による長い歴史があるところにござい

ます。定住自立圏形成に向けた今後の動きとしましては、理事者からは、このほど取りまとめられた「南空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、令和7年度から、まずは9分野での取組を開始し、新年度以降においても連携に関連する各分野の関係者で組織する南空知定住「自立圏共生ビジョン懇談会」を継続して開催していくとの説明を受けております。そして、連携した取組のベースとなるものは、あくまでも共生ビジョンであり、このビジョンを基に取組を進めていくということを確認しているところであります。

国の定住自立圏構想推進要綱では、連携による分野として全17分野が示されております。このほどの協定書案では、全分野を範囲としておりますが、課題等の整理のため、すぐには進められない分野もあることなどから、共生ビジョンにおいては、国の示す17の分野から分野・カテゴリを絞って、まずは9分野でスモールスタートし、今後の進捗状況を見ながら、連携分野、あるいはカテゴリを拡大し、準備の整った分野・カテゴリから取組を始めていくこととなっております。

私としましては、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、地域住民のニーズを的確に捉え、圏域全体が、本市が抱える地域課題の解消を目指すためには、やはり対策が後手に回ることのないよう、迅速な対応が重要となっていくものと考えております。そのような観点から、課題解決に向けた取組を迅速に進めるためにも、将来的な連携を想定し、協定に国の示す17の分野をあらかじめ枠として定めておくことは、必要なことであると認識しているところであります。

一方において、議決関係としての議会の立場からは、共生ビジョンそのものは、議会の議決事項の対象となっていない限りにおいては、共生ビジョンによる取組の進捗確認や評価、あるいは分野やカテゴリの拡大の検討状況などによっては、今後の市政に影響のある重要案件として、議会としても情報を共有し、意見を述べる機会を確保すべきであると認識を持っております。そのために理事者に対しては、状況に応じ、適時議会への説明を求めるなど、地方自治で認められている調査権の行使も含め、市政の方向性をチェックするという議会の役割を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、人口減少が進む中、様々な行政課題や市民ニーズに対応するには、圏域におけるあらゆる可能性を模索するとともに、繰り返しますが、協定に基づき、定住自立圏による連携の取組を最大限に生かし、スピード感を持って対応していくことが重要であると認識しているところであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件に、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の賛成討論に終わります。

●議長谷村知重君 6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件につきまして、討論に参加いたします。

結論から申し上げます。私の立場は原案を否決とする委員長報告に賛成です。以下、理由と若干の意見を端的に申し上げます。

まず、定住自立圏に関しては、首都圏への人口流出、そして人口減を防ぐためにということで平成20年から始まった総務省の制度です。ですが、様々先進地を調べますと、この定住自立圏を形成することによって人口減が防げている、都市部への流出が防げているといった事例は見受けることができません。また、今回の議案に関しては、本市と岩見沢市との間で定住自立圏を形成するために協定を結ぶとするものです。委員会の所管事務調査の際、説明のための資料をいただきました。その資料では、連携想定分野ということで、共生ビジョンを9分野結ぶということで説明がありました。しかしながら、議案第24号を見ますと、今回3つの表がありまして、そのうち8、6、6ということで全20分野での協定を結ぶという議案であります。この議案を可決させてしまえば、今後委員会での審査を経ることなく、連携想定分野以外の11の分野も、本市と岩見沢市との間で協定を基に取り組んでいくとのことでした。協定の中には、共生ビジョンについての話は一切触れられておらず、あくまで20分野全て協定を結び、実行していくと書かれています。協定の中に9つの分野のみ取り組むと書き加えることもできないのかと聞きましたが、それもできないと。賛成できる内容ではないと判断をいたしました。

特に説明の中で、連携想定分野に入っていない政策分野である地域の生産者や消費者等の連携による地産地消や、また、圏域内の公共施設の集約化、共同利用などが議案の中の協定に含まれており、本市の産業や市民サービスに必ずしも良い影響があるとは言えない。場合によっては産業の衰退、市民サービスの

低下につながる可能性のある政策分野まで、一緒くたにして協定を締結しようとしていると思えてなりません。

委員会での質問に対しても、この件に関して腑に落ちる答弁をいただくことができず、結果として、総務・文教委員会では全会一致で否決となっています。

広域連携に関して、これまでも、美唄市も周辺地域と取り組んできておりますし、全てに反対をするというわけではありません。多岐にわたる行政事務の中から分野、カテゴリを絞ってスモールスタートで取り組んでいくという今回の共生ビジョンの内容に関しては賛成ができる部分が多いです。ですが、そういった状況であれば、実際に取り組むかどうか未定の政策分野においてまで、条件も付けず一括で、全部で20個もの分野を協定で締結する必要はなく、その点に関して明確に反対をいたします。将来的な連携を想定するのであれば、その都度、協定を締結しなおすのが筋だと考えます。

以上、議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件について、委員会での全会一致の採決のとおり、否決することに賛成する理由と意見です。

議員の皆様におかれましては、委員長報告のとおり、否決することにご賛同いただくことをお願い申し上げます。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案否決であ

ります。

したがって、原案について採決いたします。

議案第24号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第24号岩見沢市との定住自立圏の形成に関する協定の締結の件**は、原案のとおり**可決**されました。

これより、議案第25号ないし議案第27号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第25号美唄市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び美唄市税条例の一部改正の件ないし議案第27号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第28号ないし議案第33号の以上6件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第28号美唄市の特定の事務の
南美唄郵便局における取扱いに関する規約の
廃止の件ないし議案第33号美唄市布設工事監
督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例の一部改正の
件の以上6件**は、委員長報告のとおり**決定**され
ました。

これより、議案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第7号令和6年度一般会計補正
予算(第12号)**は、委員長報告のとおり**決定**さ
れました。

これより、議案第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。

●議長谷村知重君 6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題
となりました、議案第8号令和7年度美唄市一
般会計予算の件につきまして、討論に参加い
たします。

私の立場は反対です。以下、その理由と若
干の意見を端的に申し述べます。

令和7年度における美唄市一般会計予算は、
歳入歳出195億9,515万6,000円となり、前年度
から1億1,622万8,000円の増となっています。
物価上昇で行政にかかるコストも増大してい
る中で、十分とは言えない歳入の中、市民サ
ービスを向上させ、その上で、市民負担の増
を極力抑える予算となっており、予算編成に
携わった職員の皆様の苦労が伝わる予算組み
となっていたことは、予算書に目を通す中で
ひしひしと伝わってきました。

個々の事業を見ていきますと、総務費では
DX推進、民生費では間口除雪事業の拡充、
衛生費では定期予防接種事業での带状疱疹ワ
クチン接種の一部公費負担の追加、消防費で
は消防装備整備事業での衛星電話の更新、教
育費では通学用自転車ヘルメット購入費補助
事業の新設など、苦しい予算組みの中で市民
にとって暮らしやすく、安全安心なまちづく
りのための事業への取組が見られ、改めて敬
意を表すところです。しかしながら、今回
の前年度からの1億1,622万8,000円の増とい
う予算では、今の物価上昇には対応し切れて
いるものではありません。予算組みが非常に
苦しくなったということは、財政調整基金か
らの繰入れを当初予算で行っていることから
も読み取れます。財政調整基金からの繰入れ
自体を真向から否定するわけではありません

が、本来であれば、このような苦しい予算を組まなくてはならないこと自体があつてはならないことだと考えます。

根本の原因、これは美唄市の予算単独ではなく、政府予算に大きな問題があります。令和7年度政府予算案では、軍事費だけが前年比9.4%の増、8.7兆円と突出しています。物価上昇で市民生活がこれだけ苦しい中で、本来であれば、住民サービスを維持するための政府予算が含まれるべきであるのにもかかわらず、長距離ミサイルの整備など、敵基地攻撃能力体制を進めるものとなっています。また、大企業への優遇税制、そして異常なばらまき政策も大きな問題です。法人税率の引下げ、大企業への優遇税制による減税額は11.1兆円にまで膨れ上がっています。また、半導体企業などの個別の大企業に対して多額の資金をつぎ込むなどの異常なばらまきも行われています。その一方で、暮らしに冷たい政府予算となっており、撤回こそされましたが、高額療養費制度の解約まで行われようとしていました。高額療養費制度、負担は引き上げるべきではなく、むしろ引き下げるべきです。

こうした市民生活を顧みない、暮らしに冷たい政府予算の下に組まれた令和7年度美唄市一般会計予算には、申し訳ないですが賛成をしかねます。もっとまともな政府予算が組まれていれば、美唄市民のためを思い、予算編成をされた職員の皆様であれば、もっとよい予算を組むことができたであろうと考えます。

以上、議案第8号令和7年度美唄市一般会計予算に反対の理由と意見を申し述べて、討論を終わります。

●議長谷村知重君 11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第8号令和7年度美唄市一般会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

人口減少、少子高齢化が進む本市においては、今後、生産年齢人口の減少に伴い、収入が減少することが予想される一方、物価高騰や金利上昇など、本市を取り巻く経済情勢が大きく変化する中、健全な財政運営に配慮しつつ、新たな財政需要への対応や、市が抱える課題解決に向けた取組が求められていると認識しております。そのような状況の中で編成された令和7年度一般会計予算ですが、桜井市長は、「効率化と未来への投資」をテーマに令和7年度をDXの推進による「未来志向の行財政改革へ歩みだす年」と位置付け、今後の事業見直しや効率的な予算執行の徹底などにより、持続可能な財政構造への転換に向け、積極的に取り組む姿勢を示されています。この姿勢は大いに評価できるものであります。結果、一般会計予算総額は、対前年度比0.6%増の195億9,515万6,000円が確保され、具体的な施策としては、第7期美唄市総合計画における五つの挑戦に沿って、国の交付金や有利な地方債などを活用し、重要な事業予算が計上されていると認識しております。

まず、「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」では、地域医療の中心を担う新病院の建替え事業において、総仕上げとして、旧駐車場の解体工事や外構工事を実施するほか、地域福祉の拠点施設であり、災害時にはボランティアセンターとなる総合福祉センタ

一の大規模改修の実施、間口除雪事業の拡充による高齢者世帯の冬の在宅生活の支援強化、帯状疱疹ワクチンの接種費用の公費負担実施など、福祉、保健、医療分野における各種取組が進められております。

次に、「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」では、社会構造の変化に伴い、多様化、複雑化する地域課題の解決に向け、書かないワンストップ窓口の実装や自治体スーパーアプリの導入など、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や行財政運営の効率化、地域社会におけるDXの推進が図られます。また、農業用排水路や排水機場の整備や費用対効果の高いスマート農業の推進に向けた産・学・官連携の強化など、農業振興の取組も進められます。さらに、移住・定住施策として、中古住宅購入時の住環境整備に対する新たな助成や、晩婚化、未婚化対策にもつながる結婚支援事業者の活用支援などが行われます。

次に、「地域に根差し、暮らしに学ぶまちづくり」では、放課後における児童の安全安心な環境整備として、中央小学校区及び東小学校区の放課後児童施設内に防犯カメラを設置するなどの子育て支援の取組や、学校教育施策では、ICTを活用した学習活動の充実に向け、GIGAスクール端末の更新や1人1台端末の活用拡大を見据えた無線環境の増強、児童生徒の安全確保のため、自転車通学時に着用する自転車用ヘルメット購入時の一部助成などが実施されます。また、生涯学習・スポーツ施策においては、地域に根差した生涯スポーツ振興を目指し、統合型地域スポーツクラブのスタートアップ支援などが進められ

ます。

次に、「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」では、宮島沼や美唄湿原などの貴重な自然環境の保全に向けた研究や、宮島沼幹線水路での水質検査など、自然保護の取組が進められます。また、市営住宅の入居促進に向けて、新たな活用方法の検討など、都市基盤整備の取組を進めるほか、防災防犯交通安全の施策として、災害時の被害を最小限に抑え市民が早期の避難行動を開始できるよう、デジタル同報系防災行政無線の整備が進められます。

最後に、「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」では、協働のまちづくりに向けた施策として、シンボルマークを軸にした美唄ブランドの定着と、まちづくりに参加する活動人口の拡大を目指した「美唄まちづくり大学」の開催や、コミュニティスペースの運営を通じたブランド発信力の強化、リアルクラウドファンディングの開催などが行われるほか、地域社会への外国人住民の参画促進と多様性を重視したまちづくりが進められ、未来のまちづくりを担う子どもたちの地域愛着を育む取組も展開されます。

行財政運営の取組では、暖房用パイプボイラーなど、市庁舎の劣化した設備の更新や市議会の責務を果たし、市民との情報共有、情報発信の強化をするためのタブレット端末の導入などが行われます。

このように、令和7年度初期予算案は、目下の政策課題に的確に対応し、市行政を推進するために必要な取組が展開される内容となっております。今後の地方財政制度の行方は不透明な状況にありますが、私は、市長の強い

リーダーシップの下、厳しい環境にあっても、新しい発想と機敏な行動力で地域活性化に向けた取組を進め、市民の生活福祉向上に貢献していただけることを大いに期待しているところであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様方におかれましては、何とぞ、議案第8号令和7年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第8号令和7年度美唄市一般会計補正予算**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第9号ないし議案第17号の以上9件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第9号令和7年度美唄市民バス会計予算ないし議案第17号令和7年度美唄市下水道事業会計予算の以上9件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議案第34号美唄市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員(登壇) ただいま議題となりました、議案第34号美唄市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、項番号に繰り下げが生じるとともに、刑法等の一部を改正する法律の改正により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、「拘禁刑」が創設されることからそれぞれ規定の整理を行うため、必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

●議長谷村知重君 これより、議案第34号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第34号美唄市議会の個人情報
の保護に関する条例の一部改正の件**は、原案
のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、承認第2号総務・文教委員会所管事務調査の件ないし日程の第7、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上3件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布の承認書のとおり、各委員長より調査を要する旨の通知がありました。

各委員会通知のとおり、閉会中も調査を認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第8、意見書案第1号持続可能な学校の実現をめざす意見書ないし日程の第11、意見書案第4号水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び生産資材・ガソリン価格高騰に対する意見書の以上4件を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

意見書案第1号ないし意見書案第3号の以上3件について、4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀君（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第1号ないし意見書案第3号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進をはかるとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。また、19年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減をはかる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
 - (2) 学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 教職員定数改善を実施すること。
3. 教員のいのちと健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する、法制度の整備を行うこと。
4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月19日

北海道美唄市議会

インボイス制度の廃止を求める意見書

2023年10月に消費税のインボイス制度が導入されたが、新たな税負担、免税事業者の排

除、複雑な制度による事務量の増大などが小規模事業やフリーランスの負担となっています。

日本商工会議所と東京商工会議所が行った中小企業におけるインボイス制度の実態調査においても、免税事業者からインボイス登録した事業者のうち54.9%が収益で減収したと回答しています。そして、制度導入によりコスト増した事業者が約半数あり、事務負担が増加したのは約8割となっています。民間団体「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が行った7000人の実態調査報告書では、回答者の9割超が「制度の見直しや中止を望む」としています。

全国の2024年の休廃業・解散は2023年比で1万件の大幅増となり、原材料費やエネルギー価格等の高騰によって、事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうしたもとで、今後、免税事業者がインボイス登録した場合に納税額を売上税額の2割に軽減する「2割特例」も、2026年9月末に終了予定であり、小規模事業者やフリーランスへの負担増が見込まれています。また、この間、消費税増税の一方で大企業の法人税実効税率は40.87%から29.74%に引き下げられています。2023年度の国の歳入決算によれば法人税収16兆円に対し、消費税収は23兆円にも達しており、税の公平な負担のあり方が根本から問われています。

よって、政府においては、小規模事業者とフリーランスで働く人々の過度な負担となり、事業の継続を危うくしているインボイス制度を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意

見書を提出します。

令和7年3月19日

北海道美唄市議会

「核のごみ」最終処分場選定の概要調査に対して反対することを求める意見書

2020年、全国で初めて寿都町と神恵内村において「核のごみ(高レベル放射性廃棄物)」最終処分場のための文献調査が開始され、2024年11月に、原子力発電環境整備機構

(NUMO)が北海道知事・寿都町長・神恵内村長に報告書を提出しました。

「核のごみ」は高い放射線を出すため、人間の生活環境から10万年程度の隔離が必要とされていることから、国は地下300mより深い地層に埋める地層処分を進めようとしています。しかし、2023年10月に地学の専門家ら有志300人余りが「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」と地層処分の抜本的な見直しを求めたとおり、日本列島の地震や火山噴火の多さは世界有数であり、安全性は保障されません。2012年に日本学術会議も「核のごみ」の処分について、「万年単位に及ぶ超長期にわたって安定した地層を確認することに対して、現在の科学的知識と技術的能力では限界があることを明確に自覚する必要がある」と指摘し、地上などでの暫定的な保管を求めています。

北海道への「核のごみ」の持ち込みは、北海道の基幹産業である第一次産業をはじめ、観光業など様々な産業に甚大な影響を及ぼす危険性があります。そして、一度、事故がお

ければ、北海道全体において、次の世代にまで被害をもたらしかねないものです。

すでに、北海道は2000年に道民の総意によって「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例(核抜き条例)」を定め、「核のごみ」の持ち込みを「受け入れ難い」と表明しています。また、道内の自治体では放射性物質を持ち込ませない条例を独自に定めているところもあります。このような北海道に「核のごみ」を持ち込むことは許されません。

よって、北海道においては、道民が安心して生活できる環境を保持するため、北海道での「核のごみ」最終処分場の概要調査に進むことがないように、国からの意向調査に対して反対することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第4号について、5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び

生産資材・ガソリン価格高騰に対する意見書

我が国の水田・畑作農業は、主食である米の安定供給など食料安全保障の役割を果たしているほか、国土・環境の保全など多面的機能を発揮しており、国民の経済・社会の安定と発展に大きく寄与しています。北海道においては水田農業を専門的に行い、最先端技術の導入や多収性品種への取組みなど、稲作・畑作経営の安定化を図り、地域の発展に大きく貢献してきました。

一方、日本農業は、少子・高齢化に伴い農業就業人口が著しく減少の一途を辿っています。そのことは、農業の未来そのものに影響を及ぼすだけではなく、国民の命の源である食料と健康の維持に不可欠な国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や地域経済の衰退を招いております。

そのような中、農業をめぐる1月31日に農林水産大臣が突如「5年の水張り要件」を、令和9年度以降から求めないと発表しました。しかし、見直しの方向性については、現段階では不透明です。

また、コメの価格高騰を受け、3月にはコメの流通円滑化を目的とした初めての政府備蓄米の放出を行います。しかしながら、生産現場では国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しているところであり、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず不満の声が上がっています。

さらに、燃油の高騰により生産資材・ガソリン価格が一向に下がらず、本年もまた厳しい経営状況となっています。なお、ガソリン

に課せられている税はガソリン税だけではなく、石油石炭税と暫定税率がかかっています。

については、次期基本計画など今後の農政の推進に当たっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう下記の事項を要望致します。

記

1. 水田活用の直接支払交付金の見直し対策

今後の農政の推進に当たっては、次期改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化また、2027年以降の水田政策については、これまでの政策との整合性や公平性を踏まえながら、生産現場の実情を十分配慮すること。

2. 生産資材安定確保、燃油等価格高騰対策の強化と制度見直し

ガソリンに課せられている税はガソリン税だけではなく、それ以外にも石油石炭税と暫定税率がかかっています。さらに消費税（10%）が加算され、ガソリンスタンドで表示される価格の5割前後は税金として支払っている状況であり、いわゆる二重課税に近い状態となっていることから、対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第1号ないし意見書案第4号の以上4件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号持続可能な学校の実現をめざす意見書ないし意見書案第4号水田活用の直接支払交付金の見直し対策及び生産資材・ガソリン価格高騰に対する意見書の以上4件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたします。

これをもって、令和7年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午前10時57分 閉会

